

ほうじんむさしの

M U S A S H I N O H O U J I N K A I

特集

3・4²⁰²¹月号
No.455

令和3年度 税制改正大綱
同好会のご紹介 コロナに負けない
仲間との絆!!



公益社団法人武蔵野法人会
武蔵野市・三鷹市・小金井市

INDEX

- 3 「支部・部会・専門部会 全体会議」開催のお知らせ
 - 第55回通常総会のご案内
 - 年会費のお支払いのご案内
 - 国税庁からのお知らせ
- 4 特集1 令和3年度 税制改正大綱
- 6 行動する法人会 全法連の提言活動
- 8 税制のペえじ 税務のじかん
- 10 特集2 同好会のご紹介 コロナに負けない 仲間との絆!!
- 12 委員会・支部・部会 活動報告
- 13 まちかど情報局
- 14 ベテランの経営哲学(その66)
 - 飯村雅洋さん 有限会社 ワールドマックス
- ガンバル若手経営者(その66)
 - 渡辺一八さん 株式会社 三雀
- リレーエッセイ(第138走者)
 - 橋田数彦さん 株式会社 七洋商会
- 16 新入会員のご紹介
 - 特退共からのお知らせ
- 18 武蔵野税務署からのお知らせ
- 19 3・4月の行事予定

清水宏益
副会長の

ひとこと

前回もコロナに関する内容を書きましたが、収まるどころか、よりいっそう猛威を振るっています。ワクチン接種を控えどのように変化していくか、それに対して迅速で的確な判断を求められる一年になると思います。法人会としては、会員の皆様に、コロナ禍における会社の方針を判断できるように、情報や知識を提供していかなければなりません。そのために尽力していきたいと思えます。

この冊子を発行している法人会は下記の方針で活動しています。

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、
国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。

武蔵野法人会ホームページをご覧ください。

武蔵野法人会

検索

＼ 今月の表紙 /



【里の春】

写真提供
武蔵野法人会 写真同好会

三鷹市内にはかつて11台の水車があったそうです。野川沿いの「大沢の里 水車経営農家」では「しんぐるま」と呼ばれる日本でも有数の大型水車を見学することができます。今月の1枚は、宮崎好吉さん(三鷹西支部/株式会社宮崎製作所)より春の便りをいただきました。

「支部・部会・専門部会 全体会議」開催のお知らせ

恒例の全体会議を2021年4月に開催いたします（日程・会場は調整中です）。
詳細については3月中にお届けいたしますので、出欠席のご返信、また、欠席の方は委任状の提出をお願いいたします。

第55回 通常総会のご案内

「第55回 通常総会」が次のとおり開催されますので、ご案内申し上げます。

日時：2021年6月4日（金）（予定）

会場：吉祥寺第一ホテル

★通常総会のご案内はゴールデンウィーク前後にお届けいたします。



昨年の総会の様子

年会費のお支払いのご案内

令和3年度の年会費のお支払いにつきましては、次の通りとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

口座引落：引落日は4月27日（火）

* 4月22日（木）前後に日本システム収納(株)より通知（ハガキ）をお送りいたします。

お振込み：4月20日（火）前後に振込用紙と会費請求書をお送りいたします。

国税庁からのお知らせ

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を令和3年4月15日（木）まで延長します。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（令和3年2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長することとなりました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延長することとなりました。

●申告期限・納付期限

申告所得税……………令和3年3月15日（月）⇒ 令和3年4月15日（木）

個人事業者の消費税……令和3年3月31日（水）⇒ 令和3年4月15日（木）

贈与税……………令和3年3月15日（月）⇒ 令和3年4月15日（木）

●振替日

申告所得税……………令和3年4月19日（月）⇒ 令和3年5月31日（月）

個人事業者の消費税……令和3年4月23日（金）⇒ 令和3年5月24日（月）

確定申告会場については、レイアウト・運営方法を昨年とは大幅に見直しており、換気・消毒・距離確保といった感染症対策や時間指定の入場整理券の導入等により三密回避を徹底することで、安心してご相談いただける環境整備を進めております。

なお、令和3年3月16日（火）以降は、会場によっては相談スペースの確保に制約が生じることも予想されます。会場での申告相談をご希望の方は、申告のご準備が整い次第、可能な範囲内でお早めの来場をお願いいたします。

また、申告や相談に当たっては、ご自宅等からも e-Tax や電話相談・チャットボットをご利用いただけますので、感染症対策の観点からもぜひご利用ください。

令和3年度 税制改正大綱

— 法人会の税制改正提言 —

～中小企業向けの法人税の軽減税率は2年延長、
固定資産税は据え置きなど～

政府は、令和2年12月21日に令和3年度税制改正大綱を閣議決定しました。
法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長は実現され、固定資産税や産業競争力強化に係る措置などウィズコロナ・ポストコロナを意識した税制改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■ デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

青色申告法人が事業適応計画について産業競争力強化法の認定を受け、令和5年3月31日までに事業適応計画の実施のためのソフトウェア等の新設・増設などを行った場合に、取得価額の30%の特別償却が取得価額の3%の税額控除が認められます。なお税額控除は、グループ外の事業者とデータ連携する場合には5%に引き上げられます。

■ 研究開発税制の見直し

総額に係る税額控除制度については、税額控除率の下限を6%から2%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げられます。

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度のうち、基準年度に比較して売上が2%以上減少し、試験研究費が基準年度を超える場合に、控除税額について当期の法人税の5%が上乘せされます。

■ 所得拡大税制の見直し

青色申告法人が令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度に、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除できる制度となります。なお、教育訓練費の増加割合が20%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%まで税額控除が拡大されます。中小企業向け所得拡大税制は、増加割合1.5%の判定を、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額での比較へと変更します。また、税額控除率25%になるか否かの判定についても、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額で比較して増加割合が2.5%以上か否かの判定を行います。

■ 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受け、事業適応計画に従って事業適応を実施する者の適用事業年度に、令和2年4月1日から令和3年4月1日を含む事業年に生じた欠損金がある場合には、欠損金の繰越控除前の所得の金額の範囲内で損金算入できることとなります。

■ 株式を対価とするM&Aの促進

会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式の交付を受けた場合は、その譲渡した株式の譲渡損益を繰り延べるものとします。

■ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の中長期環境適応計画について認定を受け、令和6年3月31日までに、その計画に記載された中長期環境適応生産性向上設備（仮称）又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備（仮称）を取得した場合に、取得価額の50%の特別償却、あるいは取得価額の5%の税額控除を選択適用できます。なお、税額控除については、温室効果ガスの削減に著しく資するものにあたっては10%に控除額が拡大されます。

■ 中小企業向け税制

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限は2年延長されます。

中小企業投資促進税制について、①不動産業、②物品賃貸業、③料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）を指定事業に加えて、適用期限が2年間延長されます。

所得税・住民税関係

■ 住宅ローン減税に関する特例措置

住宅ローン減税について13年間利用できる特例が、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合まで延長されることになりました。

住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても、住宅ローン減税の特例が利用できるようになります。ただし、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■ 同族会社が発行した社債の利子

同族会社が発行した社債の利子・償還金について、法人と特殊の関係のある個人及び親族が受け取る場合は、総合課税の対象となり累進税率が適用されます。令和3年4月1日以後に受け取るものから適用になります。

■短期退職手当等

退職手当のうち、勤続年数が5年以下である者が受けるもので、特定役員退職手当に該当しないものを短期退職手当等とし、収入金額から退職所得控除額を控除して300万円を超える部分には、退職所得の計算の際に2分の1とする措置を適用しないこととなります。令和4年分から適用されます。

■子育て助成の非課税

国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成について、非課税とします。

消費税関係

■課税売上割合に準ずる割合の承認申請

課税売上割合に準ずる割合の承認申請について、課税期間の末日までに提出して、1ヶ月以内で承認を受けることで、提出した課税期間から課税売上割合に準ずる割合が利用できます。

■電気ガス供給施設利用権の範囲

調整対象固定資産である電気ガス供給施設利用権の範囲に、電気事業法の配電業者に対して電気供給施設を設けるために要する費用を負担して、電気供給施設を利用して電気の供給を受ける権利が加えられます。

■産後ケア事業は非課税

母子健康法の改正により創設される産後ケア事業は、社会福祉事業に類するものとして非課税となります。

■20万円以下の国際郵便による輸出

20万円以下の国際郵便で輸出をした場合に、輸出免税の適用を受けるためには、輸出したことを証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受けた郵便物の引受証及び発送伝票の控えの保存が必要となります。令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

相続税・贈与税

■国際金融都市に向けた税制上の措置

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続・贈与により取得する国外財産には相続税又は贈与税を課さないこととします。

■住宅取得資金の贈与

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに契約した場合は、現行と同額で据え置かれます。

| | |
|-----------------------|---------|
| 省エネ・バリアフリー住宅 消費税率10% | 1,500万円 |
| 省エネ・バリアフリー住宅 消費税率8%以下 | 1,500万円 |
| 上記以外の住宅 消費税率10% | 1,000万円 |
| 上記以外の住宅 消費税率8%以下 | 500万円 |

受贈者が贈与を受けた年の合計所得金額が1,000万円以下の場合には、面積要件が緩和され40㎡以上となります。

■教育資金の一括贈与制度

教育資金の一括贈与について、贈与者死亡時に残額がある場合に、相続税の対象となります。ただし、受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、相続税の対象となりません。

なお、受贈者が孫・ひ孫の場合は2割加算の対象とされます。

■結婚・子育て資金の一括贈与制度

受贈者が孫・ひ孫の場合に2割加算の対象とします。受贈者の年齢制限は、20歳以上から18歳以上に引き下げられます。

その他

■税務関係書類の押印義務の見直し

納税者の押印が必要とされてきた税務関係書類について、基本的に押印不要となります。押印が必要なものは、①担保提供関係書類及び物納手続関係書類で、実印の押印と印鑑証明書の添付を求めている書類、②相続税及び贈与税の特例で、財産の分割協議に関する書類だけとなります。

■電磁的記録等による保存制度の見直し

承認制度を廃止して、正規の簿記の原則に従って記録されていれば紙への印刷は不要で、電子データのまま保管することが可能となります。令和4年1月1日以後の関係帳簿から適用されます。訂正等履歴要件及び相互関連性要件など、従来の要件を満たす優良な電磁的記録等の保存を行う旨の届出を提出することで、過少申告加算税が5%軽減されます。令和4年1月1日以後に申告期限が到来するものから適用されます。

■スキャナ保存制度

承認制度を廃止して、要件が大幅に緩和されます。会計システムにおいて訂正削除履歴が残る場合は、タイムスタンプも不要となり、2ヶ月以内に入力することが求められます。書類への自署、相互けん制などの適正事務処理要件なども廃止されます。令和4年1月1日以後に保存する書類に適用されます。

■固定資産税

令和3年度は、固定資産税の評価替えの年となりますが、土地について、固定資産税の税額が増加する場合には、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。なお、評価額が下がった場合は、通常通り減額となります。コロナ禍による対応となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人 税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958 FAX : 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

行動する法人会



— 令和3年度税制改正に関する提言 —

全法連では、令和3年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自民党

予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業）
11月5日

財政・金融・証券関係団体委員長

古賀 篤 氏 他



公明党

税制改正要望等ヒアリング
11月17日

財政金融部会長 太田 昌孝 氏 他



立憲民主党

会派 財務金融部会 税制改正要望ヒアリング
11月18日

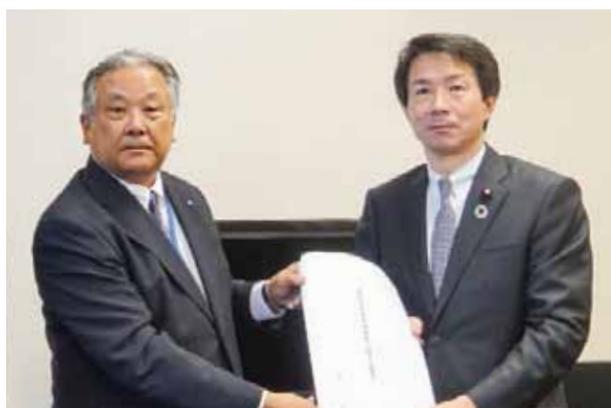
財務金融部会長 牧山 ひろえ 氏 他



国民民主党

11月19日

税制調査会長 大塚 耕平 氏

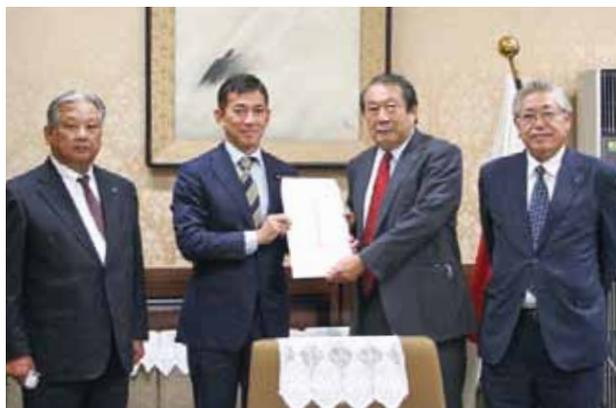


左から 田中税制副委員長、大塚税制調査会長

財務省

10月14日

財務副大臣 中西 健治 氏



左から 田中税制副委員長、中西副大臣、飯野税制委員長、松崎専務理事

国税庁

表敬訪問 11月26日

長官 可部 哲生 氏
次長 鎌水 洋 氏
課税部長 重藤 哲郎 氏



右手前から重藤課税部長、可部国税庁長官、鎌水次長
左手前から飯野税制委員長、小林会長、松崎専務理事

総務省

10月19日

自治税務局長 稲岡 伸哉 氏



左から 松崎専務理事、飯野税制委員長、稲岡自治税務局長、田中税制副委員長

中小企業庁

10月21日

長官 前田 泰宏 氏
事業環境部長 飯田 健太 氏



右から 飯田事業環境部長、飯野税制委員長、松崎専務理事、田中税制副委員長

©(公財)全国法人会総連合

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6 Tel: 03-3357-6681 Fax: 03-3357-6682 <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>



税制委員会がお届けする 税制研修のコーナー②③

「新型コロナウイルス感染症による 税制特例措置」のあらまし

新型コロナウイルスによりダメージを受けた国民生活や事業経営に対する各種支援策には、かつてない規模の公的資金が投入されましたが、国や地方自治体では税制面からの側面支援策も講じられました。今回は昨年4月に成立した緊急経済対策における税制上の特例措置を中心に、年度末を迎える経営者の皆様にそのあらましをご紹介します。

おもな特例措置

① 納税猶予制度の特例

現行の納税猶予制度は、期限内の納税がむずかしい場合に、申請により税務署長の許可を受けて期限後に（必要に応じ分割して）納税ができる制度です。猶予期間は原則1年、その間の延滞税は軽減されます。今回の特例猶予では、収入が前年同期比概ね20%以上減少し、一時に納税を行うことが困難な場合、原則無担保かつ延滞税なしで1年間、納税の猶予が受けられるようになりました。この特例猶予は令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目が対象となっており、申請期限は2月1日までとなっていました。申請期限までに申請できなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、申請期限後でも申請が受けられるケースもあるようです。

② 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで資本金1億円以下の中小企業者等が利用可能であった青色欠損金の繰戻し還付金制度（注1）について、利用できる対象範囲を拡大して、資本金の額が1億円超10億円以下の法人（注2）も利用できるようになりました。この特例では、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額に適用されます。還付請求を行う場合は、欠損事業年度の確定申告書の申告期限までに当該申請書と同時に還付請求書を提出する必要があります。

（注1）青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申告法人で各事業年度において生じた欠損金について、その欠損が生じた事業年度（欠損事業年度）開始の日前1年以内に開始した事業年度（還付所得事業年度）の所得に繰戻し、その所得に対する法人税額の全部または一部を還付することができる制度です。

（注2）資本金10億円超の大規模法人の100%子会社などは対象とはなりません。

③ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

従来からある「中小企業経営強化税制」（注3）に新たな類型として「デジタル化設備」（注4）が追加され、テレワーク等のための設備（遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能とする設備）を取得した場合も「中小企業経営強化税制」の適用が受けられるようになりました。

（注3）経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定規模の設備について、指定事業の用に供した場合、即時償却または設備投資額の7%（資本金3千万円以下の法人等は10%）の税額控除が受けられる制度です。

（注4）「デジタル化設備」としては、機械装置・工具・器具備品・建物附属設備・ソフトウェアが対象となります。

④ 役員給与

通常、年度途中で役員給与額の変更を行った場合は損金算入の対象とならない部分が生じますが、新型コロナウイルス感染症の影響で業績が著しく悪化し、やむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情が生じた場合、「業績悪化改定事由」による改定に該当し、年度の途中で役員給与額を減額しても損金算入が認められることになりました。

以上のほかにも、「消費税の課税選択の変更に係る特例」「特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税」などの特例措置が設けられています。詳しくは国税庁のホームページでご確認願います。

在宅勤務に要する経費の扱い

在宅勤務すると、当然のことながら電気代やインターネットの通信費などが発生します。それらが会社経費として実費清算される場合は課税の対象にはなりません。例えば、「在宅勤務手当」として支給される場合について、国税庁は「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」の中で課税方法を解説しています。例えば、インターネットの通信料は次の算式によります。

<算式>

$$\begin{array}{l} \text{業務のために} \\ \text{使用した基本} \\ \text{使用料・通信} \\ \text{料等} \end{array} = \begin{array}{l} \text{従業員が負担} \\ \text{した1カ月の} \\ \text{基本使用料・} \\ \text{通信料等} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{その従業員の} \\ \text{1カ月の在宅} \\ \text{勤務日数} \\ \text{該当月の日数} \end{array} \times 1/2 \text{ (注5)}$$

この<算式>により、算出したものを会社が従業員に支給する場合には給与として課税しなくて差し支えありません。

(注5) 1日のうち、睡眠時間を除いた時間のすべてにおいて、私的時間と業務時間とに均等に基本使用料や通信料が生じていると仮定し、「1/2」で計算しています。

助成金等の課税関係

今回の経済的支援により個人に対し支払われた各種助成金等に対しては、“課税される”ものと“課税されない”ものがありますので、注意しましょう（以下の表は主な助成金の一例）。

| 課税されるもの（課税） | 課税されないもの（非課税） |
|------------------|------------------------|
| 持続化給付金※ | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 |
| 家賃支援給付金 | 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金 |
| 雇用調整助成金 | 特別定額給付金（一律10万円） |
| 文化芸術・スポーツ活動の継続支援 | 子育て世帯への臨時特別給付金 |
| 東京都の感染拡大防止協力金 | 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 |

※持続化給付金については、事業所得者向けは「事業所得等」、給与所得者向けは「一時所得」、雑所得者向けは「雑所得」となります。なお、法人が受領した給付金などはすべて益金に参入されます。

固定資産税の据え置き

新型コロナウイルス対策として、土地にかかる固定資産税が1年限定で据え置かれることになりました。課税標準となる評価額は3年に一度見直され、今年がその評価替えの年に当たりますが、その算定は令和2年1月1日時点の地価が基準になります。しかし、そのころはまだ新型コロナウイルスの影響を受ける前の景気回復期であったことから、地価は全国的に上昇していました。その地価を算定基準にすると固定資産税は増額となることから、ダメージを被っている事業者や国民の負担を軽減するため、今回の特例措置となりました。

莫大な財政支出の後始末は？

10年前に発生した東日本大震災による被災地の復興には莫大な公的資金を要することから、「復興特別所得税・住民税」が時限立法（2037年末まで）として創設されました。今回の新型コロナウイルスによる経済的な支援については、かつてない規模の公的資金がすでに投入されています。この莫大な財政支出の穴埋めについても、将来的に何らかの税制措置（増税）が講じられるかもしれませんが、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体改革にスピード感を持って取り組むことは避けられない状況にあります。国家運営の中で税が持つ役割はますます重要になってきており、税のオピニオンリーダーを標榜する法人会としても注視していく必要があります。

コロナに負けない仲間との絆!!

お問い合わせ

武蔵野法人会事務局

TEL : 0422-51-1441

FAX : 0422-55-5544

ゴルフ同好会

- 代表者 竹内・正司・野村
- 活動日 年2回 春・秋
- 活動場所 1時間圏内のゴルフ場
- 会員数 40名強
- 活動費等 プレーフィー + 参加費 (1,000円程度)



いつも楽しく実施しています。初心者の方から中級者まで、気がねなくご参加いただけます。次回開催は、令和3年4月22日(木)東松山カントリークラブを予定しております。



参加メンバー募集中!

駅伝同好会

- 代表者 岡本靖治
- 活動日 毎月1回 日曜日
- 活動場所 不特定
- 会員数 8名
- 活動費等 なし



名前は駅伝同好会ですが、子どもたちに走り方教室をボランティアで開催したり、ピクニック気分でトレイルランをしたりしています。同じ走るなら一人よりみんなで走るほうが楽しいかと思えます。気さくな仲間と楽しく走りましょう!

カラオケ同好会

- 代表者 窪田純子
- 活動日 年間3回(春・夏・秋)
- 活動場所 法人会会員のお店
- 会員数 20名
- 活動費等 3,500~4,000円(参加費)



カラオケ同好会は新型コロナウイルスの感染拡大により活動を休命中です。でも、「苦あれば楽あり」を信じて、コロナが収束しましたら、カラオケメンバーの皆様方、思いっきりエンジョイしましょう。その日を心待ちにしていくださいね。

麻雀同好会

- 代表者 山本将尋
- 活動日 日曜日と水曜日
- 活動場所 つくば家石材(株) 娯楽室
- 会員数 12名
- 活動費等 1人1日500円



信山社長のご厚意で、麻雀卓が2台になりました。昨年は43回開催できましたので、今年もコロナが収束したら、ワイワイやりましょう。皆様のご参加をお待ちしております。

卓球同好会

- 代表者 織部隆宏
- 活動日 月1回(20日前後)
- 活動場所 ITS三鷹卓球クラブ
- 会員数 11名
- 活動費等 1回あたり1人1,000円



新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、活動は休止しています。収束後には以前と同じような形で活動を行う予定です。お気軽にご参加ください。

ダーツ同好会

- 代表者 市川 悠
- 活動日 年に5回程度。
- 活動場所 少人数での練習は年中主に吉祥寺駅周辺
- 会員数 7名
- 活動費等 なし(ダーツプレー代、飲食代)



2018年に開設された同好会です。ダーツの上達はもちろん、楽しみながらさまざまなルールに対応できるようになります。始めたばかりの会員さんも、ずいぶん上手くなりました。地域のトーナメントへの参加も検討しています。

2016年にスタートした同好会は順調に活動の範囲を広げて、12にまで増えました。しかし、昨年から続く新型コロナウイルスによる感染症拡大の影響で、多くの同好会が活動を停止せざるを得ない状況に追い込まれています。このような状況下で悪戦苦闘する同好会にエールを送る意味も込めて、約2年ぶりに特集記事を掲載いたします。今ある同好会に参加してみたい、新しい同好会を立ち上げたいという方は法人会事務局までご一報ください。

写真同好会

- 代表者 桑原直純
- 活動日 不定期
- 活動場所 法人会管内・奥多摩・武蔵五日市・鎌倉・都内神社・寺ほか
- 会員数 10名
- 活動費等 実費(交通費・飲食代ほか)



テレビの散歩番組などで紹介されたスポットを散策したり、よく知っているがなかなか行く機会がないところや、セミプロの会員さんから推薦いただいた場所などを訪れたりして撮影をしています。その土地の有名店などで食事をして懇親を図るほか、撮影会の後日、場所を変えて作品の品評会も実施しています。

書道同好会

- 代表者 小玉洋子
- 活動日 毎月2回
- 活動場所 法人会館
- 会員数 7名(休会中2名を含む)
- 活動費等 毎月2,000円
教本代年2回各4,200円



コロナ禍でも感染防止に努めながら、毎月2回欠かさずにメンバーが集まり、所属する書道会の昇級を励みに、楽しく真剣にやっています。一文字一文字に集中する瞬間は、ほかでは得られない充実感があります。また、普段何気なく書いている文字に対する意識が変わってきます。ぜひ一度、活動の場をのぞいてみてください。見学大歓迎です！

テニス同好会

- 代表者 塩原且弘
- 活動日 冬季を除いて月1回程度
- 活動場所 三鷹、杉並のインドアコート
- 会員数 19名
- 活動費等 コート代を参加者で頭割り



コロナ禍の影響が大きく、現在は活動停止中ですが、3月後半をめどに練習会を再開する予定です。初心者の方も同好会のメンバーが丁寧に指導しますので、ぜひ一度、練習会に顔を出してみてください。

山菜採り同好会 (背負子の会)

- 代表者 倉田己喜男
- 活動日 4月～7月まで
- 活動場所 (山菜採り)新潟県津南町(天ぶら会)三鷹
- 会員数 16名
- 活動費等 実費



4月から7月にかけて、ふきのとう・うど・あけびの芽・こごみ・たらの芽・わらび・こしあぶら・みずななどを新潟まで採りに行きます。採ってきた山菜は、天ぶらにして「天ぶら会」で食します(シーズン中1、2回)。ぜひ一度参加してみませんか？

トレッキング同好会

- 代表者 小野純一
- 活動日 不定期
- 活動場所 不特定
- 会員数 9名
- 活動費等 実費



この一年、コロナ禍にて活動はしてありませんが、澄んだ空気を吸い、気持ち良い景色を眺め、ちょっとだけ身体をいじめるという活動をして、その後、泡の出る麦茶を飲み、美味しい料理を食べることを楽しみにしている倶楽部です。最高到達点は霊峰富士山と思っていますが、なかなか道のりは厳しいです。興味はあるけれど、あんまりきついのは……、という方もぜひ参加してみてください。人生っていいなと思えるひと時が貴方をお待ちしています。

謡曲同好会

- 代表者 信山光子
- 活動日 月2回
- 活動場所 つくば家石材(株)ロフティールーム
- 会員数 8名
- 活動費等 2,000円/月



「能楽」は600年以上も演じ継がれた日本の伝統文化の中でも、最も古い芸能の一つです。能楽、謡を楽しみながら歴史や物語に触れることができます。宝生流教授囀託講師の指導の下、大きな声を出し、声を合わせ心を合わせて謡い、楽しんでいます。

委員会・支部・部会 活動報告

税制委員会

2/2

研修会

場所▶オンライン方式

「新型コロナウイルス感染症対策による特別措置税制セミナー」を開催

2月2日(火) オンライン方式にて、第4回税制実務研修会が開催されました。新型コロナウイルスの感染拡大によりダメージを被った企業を対象に、国や自治体が税制の側面からの支援策として決めた各種特別措置税制について、税理士がわかりやすく解説しました。申告・納付期限の延長措置、欠損金繰戻しによる還付の特例措置、テレワークなどに関する設備投資税制など、緊急事態宣言が出される中、オンライン形式でのセミナーが初体験という6人の方々を含め13人の方が参加されました。

(税制委員会

倉林秀樹)



女性部会

1/9
19

租税教室

場所▶オンライン方式

初の試み「オンライン租税教室」を開催。児童も活発に参加

緊急事態宣言により1月9日(土)に予定されていた小金井市立前原小学校の租税教室を急遽、オンラインで行いました。初の試みにもかかわらず児童も活発に参加し、滞りなく開催できました。1月19日(火)の小金井市立本町小学校も中止から一転オンライン授業に変更して開催しました。1億円の重さ体験や音声のタイムラグなど改善点もありますが、離れていても「税の大切さ」を伝えることのできた租税教室でした。(女性部会 岡田和泉)

詳細はHPへ



不動産賃貸経営専門部会

2/3

意見交換会

場所▶武蔵野法人会館・オンライン

「コロナ禍における各社の取り組み」を意見交換

コロナ禍で不動産賃貸事業が大きく影響を受ける中、部会員に補助金等の活用などの取り組みについてアンケート調査を行い、切実な状況が浮かび上がってきました。この結果を踏まえて、四ツ谷法人会ビルマンション経営部会にも同様のアンケートを呼び掛け、オンラインで意見交換会を行いました。各地区共通の厳しい状況や課題が確認でき、今後の事業に参考になったと思います。

(不動産賃貸経営専門部会 高橋榮治)

詳細はHPへ



吉祥寺南支部

第10回チャリティコンサート

場所▶東急REIホテル

12/10

第10回となるチャリティコンサートラストステージが惜しまれながら幕を閉じる

2011年3月11日に発生した「東日本大震災」の被災者支援として、同年8月に第1回チャリティコンサートを開催、その後、毎年開催し続けて今回が第10回になります。

武蔵野市の後援を受け、地域の方々を含め毎回200名の方に参加いただきました。その収益は、東日本大震災で両親または片親を亡くされた遺児が大学や短大、専門学校に入学し卒業するまでの期間、毎月返済不要の奨学金5万円を授与している団体へ奨学金の

一部として寄付してきました。また、熊本震災と九州豪雨被害、武蔵野市民社会福祉協議会の事業支援、武蔵野市の福祉事業支援等にも寄付をしてきました。

今回はCOVID-19の感染防止を考慮して、定員を48名とし、検温と手指の消毒を徹底して、ソーシャルディスタンスを十分にとった開催としました。

ボーカル井手麻理子、ピアノ菊池麻由、サクソ長野次郎、ベース石田純、ドラム山内陽一郎でお楽しみいただき、来場者の皆さまに惜しまれながら、ラストステージを盛況に終えることができました。

なお、収益は武蔵野市のCOVID-19の感染防止対策費として、松下市長にお渡ししました。

(吉祥寺南支部 飯村雅洋)



MACHIKADO

まちかど



情報局

「むさしの」エリアの文化・イベント情報、お役立ち情報をお届けします。

前進座 創立90周年記念 5月国立劇場公演 二本立て二番組で寿ぐ 90周年メモリアル

番組其ノ一

舞踊『操り三番叟』
『たが屋の金太』
劇中にて九十周年記念口上
申し上げ候

番組其ノ二

狂言舞踊『茶壺』
近松門左衛門=作『俊寛』
平家女護島 鬼界ヶ島の場



【日 時】2021年5月7日(金)～18日(火)
全24公演(上演時間をご確認ください)
【会 場】東京・半蔵門 国立劇場 大劇場
【料 金】全席指定・税込 武蔵野法人会割引料金 7,800円(一等席9,000円のところ)
二等A席5,000円 二等B席3,500円 三等席2,500円 特等席10,000円
★5月15日(土) 午後の部終演後、アフタートーク「歌舞伎がもっと楽しくなる
歌舞伎音楽入門」開催(無料)
【問い合わせ・申し込み】
前進座チケット専用：TEL：0422-49-0300(平日10：00～17：00)
前進座ウェブサイト <http://www.zenshinza.com/>
※この公演は政府・自治体等のガイドラインに沿って、前後左右の席を空けるなど、
感染防止の諸対策を講じて行われます。



第8回三鷹市星と森と絵本の家 回廊ギャラリー展示絵本作品公募

あなたの自由な発想で作った絵本の原画を、三鷹市星と森と絵本を家の回廊ギャラリーに飾りませんか。
星や月などの「天体」や、広く「宇宙」をテーマにした、個性あふれる絵本作品を募集します。物語絵本や科学絵本、写真絵本など、ジャンルは問いません。

【募集期間】2021年4月1日(木)～15日(木)(消印有効)
【応募方法】無料・未発表作品・プロアマ不問・郵送のみ。
作品の枚数やサイズなど詳しくはHPをご覧ください。
【問い合わせ】三鷹市星と森と絵本の家 TEL：0422-39-3401

伝統芸能 NEO ～覚醒する邦楽の未来～

豊かな音楽性と超絶技巧が創り出す、和洋の垣根を越えた音楽世界をお楽しみください。

【日 時】2021年6月26日(土)16：00開演
【会 場】小金井 宮地楽器ホール 大ホール (JR中央線「武蔵小金井駅」南口駅前)
【料 金】全席指定 一般3,500円 U25席2,000円(こがねいメンバーズ 一般3,200円)
※未就学のお子様のお場はご遠慮ください。
【出 演】津軽三味線：小山 豊、尺八：小湊昭尚、ピアノ：林 正樹、ドラムス：福森 康
【演奏曲目】COYOTE / 時雨 / 椰子の実 / コキリコ節 ほか
※公演内容は変更になる場合がございます。あらかじめご了承ください。
【チケット発売】一般 4月3日(土)10：00～
【問い合わせ】小金井 宮地楽器ホールチケットデスク
TEL：042-380-8099(10：00～19：00 / 休館日(第2・3火曜日)を除く)





5年先、10年先を見越し 英断すべき時期を見極める

国内シェアナンバーワンの汎用性リモコン輸出入卸業

飯村 雅洋さん

吉祥寺南支部 有限会社 ワールドマックス | 武蔵野市吉祥寺南町2-13-4 オフィスワン404 |

■ コロナ禍でも長年の信頼関係はゆるがない

ワールドマックスは、ICやリモコンなど電気機器関連製品の設計開発をして生産し、国内とアジア、ヨーロッパ各国に輸出入卸業をしています。エアコンの汎用性リモコンの開発は世界初で、今も国内シェアはナンバーワンです。

吉祥寺のオフィスを司令塔に、台湾と香港の会社と、中国の工場とを連携しています。今はコロナ禍のために渡航は途絶えています。業績も、信頼関係も揺らぐことはありません。私自身が電子工学の技術者でものづくりを熟知していますし、台湾、香港、中国の会社には信頼関係のある有能なパートナーがいますので、LINE電話やメールで十分なのです。

■ 「アクティブラーニング」を活用して進化をめざせ

今の生活の9割は奉仕活動といえます。保護司や交通安全推進委員などを務めているほか、心理カウンセラーでもあり、経営者育成セミナーで講師を務める機会も多いです。セミナーで効果的なのは、講師が一方向的に話すのではなくグループワークをする、いわゆる「アクティブラーニング方式」です。これからは法人会の夏期経営者講座なども、この方式で若きリーダーを育て、進化を求める時期でしょう。

リーダーに必要なのはリーダーシップと組織論、そしてコミュニケーション。また、いかに自己犠牲の時間を提供できるかが肝心です。たとえば、吉祥寺南支部で10年続いてきた「チャリティ・コンサート」は、企画から当日の進行、終了後の懇親会まで、膨大な時間と表には見えない労力、莫大な費用を費やします。私は長年それを支部長として引っ張ってきましたが、リーダーシップとはそういうものなのです。

■ 仕事は楽しむこと、そして一流の人に出会うこと

私は吉祥寺に生まれ育ち、学生時代はバンドを組んでアルトサクソフーンをやっていました。おしゃれも大好きです。日本人はおしゃれもビジネスも、もっと自己主張すべきです。ビルド（作り出すこと）は得意でも、スクラップ（中断や停止）は苦手な日本人ですが、経営において重要なのはスクラップの方です。商売は「何をすれば喜ばれるのか」を常に考え、5年先、10年先を見越し英断すべき時期を見極めることです。

そして、なによりも、仕事は楽しむこと。20代のころから海外でも一流の人たちが集うサロンに通って人脈を増やしてきました。一流の人と出会い、自信を持って、楽しみながら働く。これがビジネスだと思います。

● プロバイヤー仕込みの 目利きに自信あり

私は七洋商会の社員と並行して10年ほど、オークションの運営委員として働いておりました。公正中立な立場に立ち、中古車の評価点の付け方、クレーム対応、オークション価格のオペレーションなどをプロのバイヤーたちに仕込まれたので、目利きには自信があります。新車・中古車・国産車・輸入車オールジャンルで多彩なネットワークを駆使して、お客様一人ひとりに合わせたお車選びのお手伝いをさせていただいております。

アフターサービスにも力を入れていきます。国土交通省認証工場を併設し、国産車・輸入車を問わず、車検整備や钣金塗装といった自動車に関わるすべてにおいて高いレベルをめざして、社員一同がんばっております。

目標である50周年まであと少しです。コロナ禍だとか電気自動車だとか先行きは困難に見えますが、社員とともにがんばっていきますので、今後ともよろしくお願いたします。

たことは、広告などに安易に頼らず半径10キロメートルのお客様を大事にするということ。このことは社是として大切にしています。販売車の半数以上は既存のお客様の代替やご紹介なので、父の教えは令和の今も生き続けているのです。

地域に貢献できる企業をめざして 自分自身を磨きたい

間仕切り内装仕上げの仕事を20年、法人化して再始動

渡辺 一八さん

三鷹中央支部 株式会社 さんしゃく 三雀 | 三鷹市下連雀 1-35-2 |



■ コロナ禍のただ中、いいタイミングで法人化

店舗を中心に、石膏ボード貼り作業などの内装仕上げ業を、都内をはじめ関東一円で20年ほどやっています。昨年はコロナ禍の影響もあり、予定していた仕事が延期になることもありました。その一方で、三鷹市内の建設業関係の方から声を掛けていただく仕事が増え、おかげさまで収益も上がりました。さらに昨年は、法人登録するための手続き上もタイミングがよかったので、屋号の三雀を改め、株式会社三雀として再始動することになりました。

■ 働きながら身につけた「形になる仕事」

私は三鷹生まれの三鷹育ち。三人姉弟の末っ子のサッカー少年でした。この仕事に就いたのは定時制高校に通っていた10代のころです。飲食店やバイクショップでも働きましたが、大工の仕事に興味があり、タウンページを繰って電話をかけたんです。ある親方が「自分も定時制に通っていた。おまえもがんばれ」と採用してくれました。

朝早くから現場仕事なので、最初のうちは寝坊したこともありました。ありがたかったのは、夕方から始まる授業に間に合うようにと、配慮してくださったことです。おかげで高校は

皆勤。大学にも推薦していただいて、働きながら夜間の商学部にも通うことができました。卒業後は違う職種も考えて金融関係の会社に就職したのですが、長年やってきた「目に見えて成果がわかる仕事」の魅力に気づいて、元に戻りました。やはり、「形になる仕事」はやりがいがあります。

■ 人としてのあり方を学ばせてくれる方へ恩返し

現場は作業期間も規模もさまざまです。若いころは、最高裁判所や米軍基地といった特別な建物の工事に携われると「テレビで見たところだ」なんて無邪気に驚いたりしていましたね(笑)。この道20年の経験から、周囲とも連携して効率的に段取りするようになりました。黙々と働いた後のゴルフの打ちっぱなしがまた格別なんですよ(笑)

振り返ると、学生時代から周りの皆さんにずいぶん引き立てていただいたと思います。三鷹商工会の建設業部会の方には仕事だけではなく、人としてのあり方も学ばせてもらっています。これから10年、20年先に、その方々の年齢になったときに、法人会をはじめお世話になった地域に貢献できるような企業をめざしたい。そのためにも私自身を磨いておかなければと思います。それが育てていただいた恩返しだと思っています。

「くるま」のことなら
何でもおまかせ

創業以来、父の教えを
令和に受け継ぐ

小金井市の北側の桜町で、自動車の販売、修理、保険代理店を営んでいる小金井北支部の七洋商会の橋田と申します。

平成26年に父からバトンを受け継ぎ就任7年目になりました。会社は昭和50年に創業し53年に法人化しましたので、今年で創業46年になります。

創業当時、大家さんや地域の方々に親切にもらい商売を広げさせていたのだと聞いています。父から教わっ



第138走者

リレー
エッセイ
Relay Essay

小金井北支部

橋田 数彦

株式会社 七洋商会



新入 会員のご紹介

どうぞよろしく
お願いします！



2020年1月1日 ~ 2020年12月31日

順不同/敬称略 2020年12月31日現在 入会申込書より引用

吉祥寺北第一

有限会社 創信

[野外広告物取付]

代表者：大黒 悦史
住所：〒180-0002 武蔵野市吉祥寺東町2-17-24
電話：0422-27-5656

吉祥寺北第一

合同会社 あしもと

[広告制作・広告代理業]

代表者：渡邊 美里
住所：〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町2-8-4-2F

吉祥寺北第一

有限会社 フィール

[美容室]

代表者：村上 信一郎
住所：〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町2-17-2 マリオンワン1F
電話：0422-20-7555

吉祥寺南

BARワンズラインコンサルティング株式会社

[飲食コンサルティング・BAR 経営]

代表者：小倉 遼太
住所：〒180-0003 武蔵野市吉祥寺南町1-19-11 パークプレイス吉祥寺202

吉祥寺南

春藤合同会社

[コンサルティング]

代表者：春藤 光平
住所：〒180-0003 武蔵野市吉祥寺南町4-17-12

吉祥寺南

税理士法人 マック・ジェイ

[税理士業]

代表者：佐々木 大輔
住所：〒181-0013 三鷹市下連雀3-42-15 ファシーネ三鷹ハイライズ301
電話：0422-70-1123

武蔵野西

有限会社 センチェリー

[クリーニング業]

代表者：福田 成宏
住所：〒180-0013 武蔵野市西久保3-8-5
電話：0422-54-7080

武蔵野西

片井木農場株式会社

[農業]

代表者：内田 雅浩
住所：〒180-0012 武蔵野市緑町3-3-3
電話：0422-51-1761

武蔵野西

株式会社 成富

[コンビニエンスストア]

代表者：森 俊成
住所：〒180-0022 武蔵野市境5-1-17
電話：0422-36-7096

三鷹中央

Purumie

[サービス業]

代表者：児島 由希子
住所：〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町2-19-14-B205

三鷹中央

NPO法人 三鷹経営コンサルタント協会

[経営コンサルタント]

代表者：水流 正秀
住所：〒181-0013 三鷹市下連雀3-38-4 三鷹産業プラザ4C 税理士法人アイム内
電話：0422-29-9107

三鷹中央

株式会社G・I

[管工事]

代表者：越智 容二郎
住所：〒181-0015 三鷹市大沢6-12-6

三鷹東

株式会社 エム・サポーティング

[経営コンサルタント (中小企業診断士)]

代表者：山下 哲博
住所：〒181-0004 三鷹市新川6-3-6-2F
電話：0422-49-0972

井の頭

株式会社 ドラセナ

[製造業]

代表者：佐藤 淳
住所：〒181-0013 三鷹市下連雀6-6-19
電話：0422-90-3419

小金井南 日本郵便株式会社 小金井東町郵便局 [郵便局]
代表者：師岡 伸也
住所：〒184-0011 小金井市東町4-12-2
電話：042-384-1002

小金井北 及川則幸税理士事務所 [税理士]
代表者：及川 則幸
住所：〒184-0015 小金井市貫井北町3-32-22
電話：042-301-4681

小金井南 株式会社 Hands [医療・福祉]
代表者：安齋 雅照
住所：〒184-0013 小金井市前原町5-8-5
電話：042-201-5452

小金井北 株式会社 Thir. One [広告製作業]
代表者：長野 慎一
住所：〒184-0004 小金井市本町1-15-10
電話：042-201-5066

小金井南 小金井ひまわり法律事務所 [弁護士事務所]
代表者：真野 文恵
住所：〒184-0004 小金井市本町6-2-30 SOCOLA武蔵小金井クロス3階
電話：042-401-2727

小金井北 HIRAKI合同会社 [損害保険代理店業]
代表者：金川 徹
住所：〒184-0004 小金井市本町3-5-12
電話：042-382-9110

小金井北 株式会社 アイビビッド [美容・健康商品製造業]
代表者：阿部 寛興
住所：〒184-0004 小金井市本町5-16-14-106
電話：042-316-4576



従業員の退職金準備は

とく たい きょう
特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書
受付開始!

令和5年10月1日から
「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。
適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書
(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の
受付開始

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

E VENT SCHEDULE | 行事予定 |

3月

(注) 新型コロナウイルス感染症防止策の状況により、予定は変更される場合があります。

| 日 | 曜 | 行 事 |
|----|---|---------------------------------|
| 1 | 月 | |
| 2 | 火 | |
| 3 | 水 | |
| 4 | 木 | 第6回税制実務研修会 総務委員会 女性部会 役員会 |
| 5 | 金 | |
| 6 | 土 | |
| 7 | 日 | |
| 8 | 月 | |
| 9 | 火 | 正副会長会議 常任理事会 吉祥寺北第二支部 役員会 |
| 10 | 水 | |
| 11 | 木 | 不動産賃貸経営専門部会 役員会 |
| 12 | 金 | 三鷹中央支部 役員会 |
| 13 | 土 | |
| 14 | 日 | |
| 15 | 月 | 青年部会 役員会 |
| 16 | 火 | 決算法人説明会① |
| 17 | 水 | 決算法人説明会② |
| 18 | 木 | |
| 19 | 金 | 理事会 |
| 20 | 土 | (春分の日) |
| 21 | 日 | |
| 22 | 月 | |
| 23 | 火 | 広報委員会 |
| 24 | 水 | |
| 25 | 木 | |
| 26 | 金 | |
| 27 | 土 | |
| 28 | 日 | |
| 29 | 月 | |
| 30 | 火 | |
| 31 | 水 | |

(2021年2月12日現在)

4月

| 日 | 曜 | 行 事 |
|----|---|------------|
| 1 | 木 | |
| 2 | 金 | |
| 3 | 土 | |
| 4 | 日 | |
| 5 | 月 | |
| 6 | 火 | 共益委員会 |
| 7 | 水 | |
| 8 | 木 | |
| 9 | 金 | 三鷹中央支部 役員会 |
| 10 | 土 | |
| 11 | 日 | |
| 12 | 月 | |
| 13 | 火 | |
| 14 | 水 | 決算法人説明会 |
| 15 | 木 | 女性部会 役員会 |
| 16 | 金 | |
| 17 | 土 | |
| 18 | 日 | |
| 19 | 月 | |
| 20 | 火 | |
| 21 | 水 | |
| 22 | 木 | |
| 23 | 金 | |
| 24 | 土 | |
| 25 | 日 | |
| 26 | 月 | |
| 27 | 火 | 広報委員会 |
| 28 | 水 | |
| 29 | 木 | (昭和の日) |
| 30 | 金 | |

(2021年2月12日現在)

ほうじん「むさしの」3・4月号

2021年3月5日発行(発刊月5日発行) 第48巻 第2号(通巻第455号)

発行 公益社団法人 武蔵野法人会
編集責任者/後藤慶太

〒180-0006 武蔵野市中町2-11-13 (三鷹ビル3階)
TEL. 0422-51-1441 FAX. 0422-55-5544
E-mail: mhoujin@jcom.zaq.ne.jp

印刷 株式会社 文伸



この印刷製品は、環境に配慮した資材と工場
で製造されています。

●武蔵野法人会会員総数=2,913名 ●加入率=28.6%(2021年1月末現在)



武蔵野法人会 提携店

家族葬から一般葬

セレモア品質 CEREMORE QUALITY



セレモア

検索

はじめの
お葬式
どのように
なさいますか



明確な費用、経済性、安心の葬儀

指定割引

- 当社一般葬儀基本価格
 - 仏壇・仏具・・・5～20%割引
 - 介護用品・・・定価の10%割引 (レンタルは除く)
 - 生花祭壇・・・30%割引
 - 生花・花輪・・・10%割引
 - 患者移送サービス 30%割引 (ケアチャージ料金)
- *サービスエリア外は5%割引



福利厚生のご案内

おかげさまで
会員27万人

さらに経済的な入会金のみの個人会員制度

ご入会キャンペーン

2021年4/1(木)～5/31(月)

期間中ご入会の方全員に
選べるプレゼント!

VJAギフトカード
3,000円分

または
品質特A
最高級 越後南魚沼産
コシヒカリ 5kg

入会金

50,000 円のところ 武蔵野法人会 会員の皆様に限り
45,000円(税込)でご入会できます。

- ・年会費なし
- ・掛金なし

くらしの保険・家族が安心
品質保証 ISO9001 認証
セレモア共済

武蔵野法人会ライフクラブ

※武蔵野法人会ライフクラブはセレモアのオリジナル商品です。

ネット入会割引

インターネットで
お申込みの場合
さらに入会金
3,000円引



お申込みの際は担当者名
「丸山」とご記入ください。

●会員特別割引特典は、事前の
ご入会により適用となります。

下記 各百貨店・駅ビル・ショッピングモールほか、セレモアグループ本社、全店、式場にてご相談・ご入会を承ります。

- 東急百貨店 TOKYU ●本店 8F ●吉祥寺店 8F
- MITSUKOSHI ●日本橋本店本館 5F
- SETAN ●新宿店本館 7F
- Keio ●新宿店 6F ●聖蹟桜ヶ丘店 7F
- SEIBU ●池袋本店 7F ●所沢 S.C.7F
- ODAKYU ●町田店 9F
- CELEO ●国分寺 8F ●八王子北館 6F
- LaLaport ●立川立飛 3F ●横浜ノースコート 3F
- 八木橋 ●八木橋百貨店 5F

24時間
365日受付

ご相談サポートデスク

0120-57-1121

資料請求

詳しい資料の他、セレモアの終活ガイド
エンディングノートをお送りいたします。



スマホで
簡単検索

セレモア 検索

品質保証の国際規格 ISO9001 認証(葬祭サービス)

人の心 日本文化を守る



Eternal Heart

株式会社 セレモア

CEREMORE

葬儀・式場・仏壇・霊園

- 立川 総本社 / 東京都立川市柏町 1-26-4 ☎042(534)1111 (大代表)
- 新宿 本社 / 東京都新宿区四谷 4-19-7 ☎03(5379)0111 (大代表)
- 東京紀尾井町本社 ■八王子本社 ■相模原本社 ■埼玉本社 ■所沢本社



どのような事でも
どうぞお気軽に
お申し付けください

担当：丸山 伸枝
携帯 090-5769-4200